

当初・変更

工事執行機関 41321 三春土木事務所

入札（見積）執行調書
入札（契約）結果書

年災		事項		契約	平成30年12月18日
工事番号	18-41321-0074	工事名	生活基盤緊急改善工事（歩道）	着工	平成30年12月18日
入札執行年月日	平成30年12月13日	発注種別	01 一般土木工事	完成	平成31年3月29日
審議番号	公所	000000	本庁		
路線・河川名	国道288号				予定価格
工事箇所	自 田村市常葉町久保地内				6,195,960
	至				
工事概要	組立歩道工 L=9.6m				

業者コード 業者名	落札者の住所		落札額（契約額）
	入札額及び再入札額		
10000135 福浜大一建設（株） 三春支社	(1) 6,000,000 (3)	(2) (4)	
100002214 (株) 石覚組	(1) 5,900,000 (3)	(2) (4)	
100002215 富士工業（株）	(1) 5,880,000 (3)	(2) (4)	
100002251 富岡工業（株）	(1) 5,900,000 (3)	(2) (4)	
100002265 (株) 齊藤組	(1) 5,780,000 (3)	(2) (4)	
100002281 三和工業（株）	(1) 5,830,000 (3)	(2) (4)	
100002298 (株) 鈴船建設	(1) 5,920,000 (3)	(2) (4)	
100002864 秀和建设（株）	(1) 5,750,000 (3)	(2) (4)	
100003060 (株) 渡辺建設	田村市 常葉町常葉字宮川3-1 (1) 5,700,000 (3)	(2) (4)	6,156,000
100003478 (株) 本田工業	(1) (3)	(2) (4)	辞退

※ 上記入札額に、消費税額を加算した額が地方自治法上の申込みに係る価格である。
 ※ 測量等の場合、「工事名」とあるのは「業務名」と、「工事箇所」とあるのは「業務箇所」と読み替えるものとする。

随意契約理由書

今回発注する工事は、下記1の生活基盤緊急改善工事（歩道）である。

この工事の契約に当たっては、下記2以下に記載のとおり、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に定める「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」に該当することから、随意契約にすることとしたい。

記

1 委託概要

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| (1) 工 事 名 | <u>生活基盤緊急改善工事（歩道）(18-41321-0074)</u> |
| (2) 路・河川等名 | <u>国道288号</u> |
| (3) 工事箇所名 | <u>田村市常葉町久保地内</u> |
| (4) 施 工 概 要 | <u>組立歩道工 L=9.6m</u> |

2 随意契約の理由

本工事は、国道288号の田村市常葉町久保地内において、組立歩道の補修を図るものである。

当該箇所の従前の組立歩道は、老朽化による破損のため平成30年10月10日より通行不可となり、調査の結果、軽微な修理による復旧は不可能であるので既に撤去したところである。

本箇所は常葉小学校、常葉中学校の通学路であるが、国道288号の交通量が甚だ多く、昨今の除染排出土運搬のため大型車交通量が更に増加しており、児童、生徒の安全を確保する観点から早急に組立歩道を復旧する必要があるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定に基づき、本工事を随意契約としたい。

3 随意契約の相手方

見積りの相手方は、福島県平成29・30年度工事等請負有資格業者名簿の一般土木工事に登載されている業者の中から、速やかに施工するための機動力を有する管内の道路維持委託受託業者および常葉町内のA等級の業者から10者を選定した。